

東京弁護士会 期成会

2023年度 私たちの政策

発行人
東京弁護士会 期成会
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6
小谷ビル4F
日比谷シティ法律事務所内
☎ 03-3580-6103 FAX 03-3580-6104
発行責任者 代表幹事 大森 夏織
政策本部長 芹澤 真澄

憲法をまもり弁護士会を支える

はじめに	P. 1
第1章 憲法と平和をまもる	P. 1
第2章 弁護士自治の意義と承継	P. 2
第3章 会員の参加しやすい東弁へ	P. 3
第4章 「人権の東弁」と財政問題	P. 4
第5章 若手会員支援と弁護士活動領域の拡大	P. 4

目次

第6章 男女共同参画及びハラスメント防止	P. 5
第7章 市民のアクセスポイントの多様化	P. 5
第8章 多摩支部の活性化	P. 6
第9章 法曹養成・志望者増の取り組み	P. 6
第10章 刑事弁護・刑事法制をめぐる諸課題	P. 6
第11章 人権をまもる取り組み	P. 7

はじめに

地球上のどこかで、いつも、こどもたちや弱い人たちが、国家による武力や暴力の犠牲になっています。人類の歴史上、はじめて戦争と戦力の放棄を決めた憲法を掲げる私たちは、現行憲法の恒久平和主義と9条を守り抜かなければなりません。憲法が未曾有の危機に直面しつつある現状、期成会としても、東弁の憲法擁護の諸活動の伝統を受け継ぎ、自ら先陣を切って支えていきたいと思います。

社会に目を向ければ、今の日本では、眞面目に働いても対価の少ない労働者が満ちあふれ、若者が家庭を築く条件は厳しく、人口減少により社会の活力は低下し、権力への監視

とは正機能は弱まるばかりです。

このような現状ですが、私たちは、自治の下に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士という職業についているのであります。その役割は、より一層高まっています。弁護士こそ、日々の業務の多様性を問わず、誰しもが魅力を感じられる仕事であるはずです。

この2年間、新型コロナウイルス禍でリアルな活動が減った反面、ウェブを利用した新しいつながり方の工夫もされ、会務や業務など、弁護士としての私たちの活動のあらゆる場面でIT化の流れは今後も加速するでしょう。また、東弁会員は9000人に近づき、会派に所属しない若い世代が日々増加し、東弁が会員のニーズや意見をどのように汲み上げ実践するのか、努力と工夫がいっそう必要にな

っています。

IT化と会員増のなか、尽きせぬ魅力を有する職業人であるわたしたちが、あらゆる世代で交流しつつ各自の日々の志を実現できるように、東弁も期成会も、これまで以上に会員間のさまざまなコミュニケーションにつとめることが大切です。

この政策集は、期成会の会員それぞれが、弁護士自治を支える会務活動の現場、幅広い人権擁護活動の現場から、東弁ひいては日弁連も視野に入れ、弁護士会が取り組むべき政策と方向性を真剣に提起したもので、日頃の期成会会員各自の奮闘と成果が感じられます。ぜひともご一読ください。

代表幹事 大森 夏織

第1章 | 憲法と平和をまもる

1 はじめに

2022年2月のロシアによるウクライナ軍事侵攻は世界に大きな衝撃を与えた。21世紀の国際社会において他国の主権を無視した軍事侵攻が行われ、市民生活が破壊される姿に国民の多くは衝撃を受け、我が国においても軍備による抑止を図るべきであるとか、台湾有事を想定して軍事力を強化すべきであるといった議論も行われるようになってきた。

しかし、ウクライナ問題を直ちに東アジア情勢に結び付け、防衛力強化の議論をするのは早計と思われる。国際情勢の現実を見つめ、何より必要なのは紛争を起さないことがある。世界が分断されそうな今こそ、わが平和憲法の理念を世界に訴えていくことこそが我が國のあるべき姿である。そのためには我々弁護士・弁護士会はどのような役割を果たすべきであろうか。

2 ロシアのウクライナ侵攻について

ロシアのウクライナへの軍事侵攻は、国際

関係における武力による威嚇又は武力の行使を禁ずる国連憲章第2条4項に違反するものであり、強く非難されるべきである。また、9月末には、ロシアは、ウクライナ東部、南部の4州について、自らの占領下で行わせた住民投票により自国に併合した上、ウクライナによる領土奪回の反撃についてはロシア本土への攻撃とみなすとまで主張している。しかし、このような行為はウクライナの主権と領土の一体性を侵害するものであり、同様に強く非難されなければならない。

戦争は市民の生命や生活を破壊し、個々人に瘢しがたい精神的ダメージを与えるものである。日本政府は日本国憲法が「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」としている趣旨に立脚して関係諸国に対して戦争の早期終結を訴えていくべきである。

3 ウクライナ侵攻を契機とする我が国の防衛についての議論

岸田政権は、防衛費についてGDP比2%

強のNATO加盟国を例に挙げ、防衛費を増額して防衛力の抜本的強化をめざすと主張している（骨太の方針）。歴代政府は、憲法9条の枠組みの中で日本に許された防衛は、あくまで自衛のためのものであって、自衛のための必要最低限の防衛力を保持できるに過ぎないとてきた。岸田政権は、この考え方を「抜本的に」変えようとするものと思われる。近年、日本政府及び自民党は、「自衛のため」には先制攻撃も許されるとし、敵のミサイル基地への攻撃も「自衛の範囲内」との議論を進めている。そして、この考え方には、2015年に多くの国民の反対を無視して強硬的に採決された違憲の安保法制に基づく集団的自衛権行使の場面でも「そのまま当てはまる」としている。しかし、このような考え方には、「自衛」の名を借りて武力によって国際紛争を解決しようとするものにほかならず、到底認めることはできない。

防衛費は、一度拡大されるとそれを減額することは困難である。いったん保有した装備の水準を後退させることも極めて困難とされるし、その装備の維持のために毎年相当額の費用を必要とする。しかし、今の日本において福祉、教育、健康など、防衛費以上に国民生活にとって予算措置が必要な分野はいくらでもある。多額の赤字国債を抱えている我が国において防衛費の増額を優先させることは、この視点からも認めることができない。

4 東アジア情勢・台湾問題と 我が国の防衛力強化の動き

日本政府は、近時、北朝鮮や中国の脅威を理由に防衛力の強化を図ろうとしてきた。

この数年では、台湾有事を想定した議論も行われている。しかし、その「脅威」を冷静に分析することが必要である。

アメリカは、対中国同盟の再編強化を目指して、2021年9月、イギリス、オーストラリアとともに新軍事同盟「オーカス（AUKUS）」を結び、さらに2022年7月には、台湾政策法案を上院へ提出し、台湾の同盟国化を目指している。また、NATOがアジアと連携する動きもある。

防衛省は、ここ数年の間に、奄美諸島から南西諸島にかけて、大規模な自衛隊基地を建設している。それと同時に、長距離巡航ミサイルの導入や護衛艦「いずも」を攻撃型空母に変える等、憲法上保持を禁止されている兵器を保有しようとする動きもある。このような行為は東アジアの緊張を高め、中国や北朝鮮の我が国に対する態度を硬化させかねないものである。

ところで、日本政府は、2022年1月7日の「2プラス2」において、台湾有事の初期段階に米海兵隊が自衛隊とともに南西諸島を「機動基地」として共同使用し、中国艦船の航行を阻止する「共同作戦計画」を策定し、1月21日の日米首脳会談もこれを容認した。この作戦の内容は公表されてはいないが、一部の報道によれば、米軍が台湾軍の支援にとどまっている「台湾有事」の初期段階において、日本政府がこの状態を、日本国内の平和と安全に影響が出る「重要影響事態」と認定した場合は、日本政府は米軍に自衛隊基地の使用を認めることができ、一方自衛隊は米軍の後方支援を担うこととされている。

そして、自衛隊が米軍に対する弾薬の提供や燃料補給などの後方支援を行うことになれば、それは兵站活動として攻撃の対象とされる可能性があり、沖縄の米軍基地や南西諸島の自衛隊基地が中国からの攻撃を受ける可能性が出てくる。

さらに、「共同作戦計画」では明確には触れていないものの、仮にアメリカが軍事介入して、沖縄の米軍基地から戦闘機が飛び立ち、南西諸島の自衛隊基地から米軍のミサイルが発射されるといった事態に至ると、中国による沖縄の米軍基地や南西諸島の自衛隊基地攻撃の可能性は一層強まり、その結果、沖縄本島や南西諸島の住民が戦闘に巻き込まれる恐れは極めて高くなる。そのような場合、日本が自衛権行使することによって戦争当事国になる可能性がある。

このように「共同作戦計画」は、日米安保体制を地域の安定装置から对中国同盟にその性格を変更しようとするものであり、台湾有事の際には、日本がアメリカの軍事行動に合わせて安保法制上の諸活動を展開することが予定されているものである。沖縄本島にある米軍基地や南西諸島に建設されている自衛隊基地は、もはや中国や北朝鮮に対する抑止力を超えるものである。

5 日本の目指すべき方向

戦後日本国民は、戦争が国民の命を奪い、

生活を破壊するものであることから、政府の行為によって二度と戦争を起こさないことを誓い、国民の個人の尊重と幸福追求を最大の価値とする憲法を定めた。紛争の解決のために武力を用いることは、結局国民のためにならないことから、武力の価値を否定したものである。このような平和憲法を持つ日本は、「戦争をしない国」として世界各国から注目され、信頼もされている。我々は、改めてその重みを考えるべきではないか。

日本は唯一の被爆国であり、核兵器がどれだけ恐ろしいものであるのかを世界に訴えることのできる国である。また、一方、日本は、戦前アジアの国々に対する帝国主義的な活動はあったものの、戦後の目覚ましい復興から、アジア諸国から期待を持たれている側面もある。

現在の国際関係は、多極化、多様化しており、日本は、こうした国際情勢を冷静に見極める必要がある。日本が防衛力（軍事力）を高めることはむしろマイナスに働く可能性の方が強い。日本の安全保障は外交と、諸国民との交流を盛んにし、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」実現していくべきである。こうしたことによって、平和を維持し、国際社会において「名譽ある地位」を目指すことが我が国のあるべき方向である。

このような視点からすれば、わが国は、ウクライナ問題については全世界の国民が等しく享受すべき平和的生存権の確立を目指して戦争の早期終結を関係各国に訴えていくべきである。

東アジア情勢、とりわけ台湾問題に対しては、日本は「防衛力」を強化し「抑止力を」を強めるのではなく、民間交流も含めた眞の友好関係を築くことによって平和の維持を図るべきである。日本政府は、中国との信頼関係の構築に向けて政府間交流を促進すべきであり、アメリカに対しても、日本が憲法9条を堅持する国であることを示し、中国との関係を緊張させることによって戦争ないし武力行使の危険を高めるような動きをしないよう、呼び掛けるべきである。

6 弁護士会への提言

会員の中には、弁護士会が国の防衛問題や国際紛争について意見を表明することについて、消極的な意見も少なからず見受けられる。しかし、弁護士の使命は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することにある。戦争は最大の人権侵害であり、国際社会において現に戦争が行われ、又は行われようとしている状況は、人権擁護の観点からも見過ごすことはできない。政治問題だからといって口をつぐむことは、弁護士や弁護士会に課せられた責務を放棄することに繋がると思われる。東弁は、これまで集団的自衛権の行使を可能とする安保法制は違憲であるとして、廃止を求める運動・適用にも反対し、これを広く市民に訴えてきた。このような取り組みは今後も引き続き行っていく必要がある。

先にも述べたように、最近の政府の行為は、専守防衛という憲法9条の枠組みを踏み越えて、軍事国家への道を進もうとしているということができる。そのような政府の行為に対しては、国民の人権保障の観点及び立憲主義の観点から批判するとともに、ひろく国民に伝えていくべきである。このような視点から弁護士会の役割を考えると、弁護士会として次のような活動に取り組むことを提案したい。

- ① 憲法をめぐる様々な動きに目を向ながら、講演会、シンポジウムなどを連続的に開催し、会員自身が認識を深めるとともに、市民や明日の主権を担う中高生などへの広報活動を併せ行っていくこと。
- ② 会内での十分な議論をふまえながら、重要な憲法問題については、適宜、意見表明を行い、社会に対して積極的に訴えていくこと。
- ③ 社会に対する広報は、動画やインターネットの利用など、今日の状況に則した方法を検討すること。
- ④ 国際問題については、国際団体や関係各國の弁護士会又は法律家団体との交流もより充実させ、民間レベルの交流を深めていくこと。

第2章 弁護士自治の意義と承継

数年前から、弁護士自治などいらない、懲戒手続などは外部に任せ、会費を安くするべきではないか、という意見が会員から聞かれるようになった。現在は、少しは落ち着いている様子ではあるが、このような声が会員の間に通底している可能性はないのか、心配は尽きない。

1 弁護士自治とは

弁護士自治とは、弁護士がさまざまな権力から干渉されることなく人権擁護活動を行い、社会正義を実現するための制度的保障である。

具体的には、①弁護士名簿への登録と資格審査、②弁護士に対する指導・監督と懲戒、③組織への強制加入制度の3つと理解されている。

弁護士として活動をするために弁護士名簿への登録を必須とし、登録資格の有無を弁護士会が独占的に審査することで弁護士として活動を開始する際に第三者の判断を排除し、そのうえで、弁護士の活動について問題があるときに行政に介入させずに弁護士会が指導監督をし、さらには懲戒権を持つことで自洁能力を十全なものにするとともに、国家権力への付度を排除することで市民のための活動を十分なものとし、そして最後にこの目的を達成するために弁護士として活動する以上必ず弁護士会に所属することを強制する。弁護士会に所属しない弁護士を認めてしまうことは、弁護士会の監督に服しない弁護士の存在を認めてしまうことになり、そのような弁護士に対する指導や監督をだれが行うのかという深刻な問題が発生する。国家権力の介入を許す危険が出てくることになる。

このような内容を持つ弁護士自治は、市民の基本的人権を守り社会正義を実現するという弁護士法1条の趣旨を実効あらしめるためのものである。弁護士の独善を認めているものではなく、弁護士が市民の権利の守り手として十分に活躍しているという信頼の上に成り立っているものであることを肝に銘じる必要がある。

2 弁護士自治を守り抜くために

現行弁護士法はいわゆる閣法ではなく、議員立法によって成立したという歴史がある。本来の意味で市民・社会に支えられた法律である。それゆえに、弁護士自治を支えるのは市民・社会の理解であり、弁護士自治を維持するためには、市民・社会からの信頼・理解を強固なものにしていく必要があることが理解できると思う。

では、弁護士自治をどうやって守りぬき、次世代の弁護士たちに引き継ぐのか。

(1) 弁護士・弁護士会への信頼の維持強化
弁護士自治が市民・社会からの信頼を基礎として成り立っている以上、この信頼を維持しさらに強化していくことが必要である。

そのためには、弁護士・弁護士会がその職務・活動を通じて市民・社会のためになる活動を推進していくことである。これは単に依頼者（自然人も法人も含む）の利益を追求するということだけではなく、市民社会を構成する法制度をよりよくしていく活動も含めて考えるべきである。

(2) 不祥事対策

他方、弁護士・弁護士会への信頼を失墜するような弁護士の不祥事は引きも切らない。弁護士会・日弁連はこの10年不祥事の根絶を目指して様々な活動を強化してきた。市民窓口の充実、預り金会規の強化、依頼者見舞金制度の創設、会立件や事前公表の積極活用、

会員のメンタルヘルスへの相談対応の強化などなどである。

それでも、この2年近くの間で、報道ペースでも9億円近い預り金が弁護士の横領その他で消えている。一つひとつの事例で原因は異なるかもしれないが、その分析をきちんと行うことでこの10年の活動を振り返り、対策を強化していくことが必要である。

(3) 会員の弁護士会への結集を図る～現代社会にあった弁護士会による業務支援

社外役員や各種団体への弁護士の参入だけでなく、SDGs 実現に向けた社会が求めるような弁護士業務に会員が取り組めるように各種研修や業務拡大支援などを実行する必要がある。会費が高いことを理由に弁護士会のスリム化の主張が弁護士自治の内部崩壊を招きかねないことを説き、かつ、これらの活動を充実させることで会員個人が弁護士会の存在価値や意義を深く実感することを期待し、弁護士会に結集する起爆剤としたい。

あり、出席必須の研修や定期会合（月複数回実施のもの）は原則18時以前に終了するよう設定すること、研修を動画配信とし時間を選ばずに受講できるシステムの拡充等を目指すべきである。

そして、弁護士を雇用する企業・法律事務所等に対しては、勤務する弁護士が一定時間を日中の会務活動に投下できるような環境の整備を東弁から要請するなどの働きかけを行うことも検討されるべきである。

3 若手会員の参加しやすい委員会活動を目指して

登録後10年以内の若手会員が委員会活動に對して持つイメージについては、委員会がどのような活動をしているのかわからない、活動内容を知りたいと思っても人気のある委員会には入りづらい、そして仮に入れたとしても若手は意見を言いづらい、という声が多いようである。

東弁の各委員会においては、同じ会員が長い間委員会を構成することにより、委員会活動のノウハウが蓄積され、継続性が担保される一方で、若手会員の新規参入がしづらい状況があり、両方の価値のバランスをとりつつ、若手会員の会務参加を推進する必要がある。

それに加え、業務と家庭生活等との両立のため、委員会活動に多くの時間を割くことが難しい若手会員にとっては、場所的時間的制約をどう取り扱うかについても考える必要がある。

そこで、若手会員がまずは委員会活動に触れ、活動を知り、参加しやすい状況を作るため、研修委員や幹事として、希望する委員会に、いつでも、少なくともオブザーバー参加ができるようにすること、現在行われているオンライン開催での委員会等の実施をコロナ禍後も継続することにより移動時間の負担なく参加でき、時間のない若手会員も出席しやすくなることが考えられる。

若手会員が委員会において意見表明しづらいという問題については、構成員の比率を変えることが解決へのひとつとなると考えられる。

この点、2020年度より自薦により委員就任を希望する会員の意思を尊重し、委員会構成

第3章 | 会員の参加しやすい東弁へ

1 ITの活用

日々進歩するIT技術は、弁護士及び弁護士会の業務に多大な影響を与えてきている。現在、民事裁判では、Teamsを利用した書面による準備手続が実施され、日々我々の業務において浸透している。他方、東弁内でも、IT活用が進み、コロナ禍による対面会議が制限されたことを契機に、Zoom等による完全オンラインもしくはハイブリッド開催（以下「オンライン開催」）は日常的なものになった。

2022年度東弁執行部は、2021年度に引き続き、夏期合同研究の実施方法をオンライン開催さらに推し進めるとともに、委員会の会議も可能な限り、オンライン開催で実施するよう求めていて、多くの委員会がこれに呼応している。このことにより、会場に来ることが困難な会員にとって、明らかに会務活動に参加しやすくなった。

この弁護士会内のIT活用の流れは、世のIT化の進歩とともに、今後も引き続き進んでいくと思われる。

今後も、委員会のオンライン開催での実施をさらに推し進めていくべきである。また、2023年度の課題として、常議員会のみならず、総会でのオンライン開催についても具体的に検討されるべきである。その場合、審議の非公開原則や議決権行使の適正をどのように担保するのかが重要である。

また、IT化は、会員に対するサービス面、具体的には、東弁への照会請求や各種証明書発行等の手続きも、WEBを通じて実施できるようにすべきである。これらIT化は、会員の業務の利便性を高めると同時に、東弁の窓口業務の負担も軽減し、さらに弁護士自治を支える会務活動への会員参加を容易にすることになり、会員及び東弁にとってメリットが大きい。

もっともIT化的浸透は、高齢の会員に限らず、ITに精通していない会員において会務等への参加を倦怠する原因にもなりかねな

い。また、IT化のメリットを認めるにしても、相対で議論をすることの有益性も否定できないところである。IT化については、積極的に採用していくべきであるものの、同時にIT化を義務付けることなく柔軟な活用方法が求められるというべきである。

2 女性会員の参加しやすい制度設計について

会務活動は、①経済的基盤、②時間資源、③志の3点がそろわなければ持続可能とならない。①と②については、弁護士業界においても、所得、労働時間、家事分担等のジェンダー格差が解消されておらず、女性会員にとっては依然、会務活動参加に関するハードルが高い状況にある。

2022年4月に施行された東弁第三次男女共同参画基本計画の重点目標Ⅰは会の政策決定過程への女性会員の参加の推進であるが、重要なのは参加そのものを容易にする制度設計である。

典型例としては、委員会・常議員会のオンライン開催があげられるが、委員会等での情報の機密性や、一部の会員がZoom等の取り扱いに不慣れであることを理由に2022年時点でハイブリッド開催でさえ困難とする委員会等が相当数あった。しかし、育児・介護及び職務等で移動や時間が限られる会員にとっては、委員会等のオンライン開催は会務参加のための生命線といえ、会務活動のスマート化（場所的拘束性の緩和）は民主的な会の運営及びダイバーシティの実現のために不可欠である。

東弁では、常議員会も含め、機密情報に関する課題を解決し、会館におけるWEB環境の整備と一層の拡充を進め、例外なくすべての委員会等でオンライン開催が実施されるべきであり、会員の理解を深め、多様な会員がより多く参加できる委員会等の運営を推進すべきである。

オンライン開催の時間帯についても、多様な会員のニーズに対応していくことが重要で

の新陳代謝を促すために、各種委員会からの委員候補者推薦（他薦）は選考人に対する割合を90%以内となるように人事委員会から依頼がなされていることを一層推進していくこと、委員の再任にあたり委員会出席率を考慮すること、さらに例えば、少しドラスティックではあるが、若手会員の委員就任希望がある場合には、既に再任されて4年連続して務めた委員よりも自薦の若手会員を優先すること（再々任されなかった会員はオブザーバー参加とする）など、委員会構成メンバーの流動化を図るために方策が検討されるべきと考える。

また、2017年度頃より要請が開始された委員会に所属する新規登録会員を担当する副委員長を設けて新規登録会員の参加を支援する体制をつくることが全委員会に浸透し、これから弁護士会を担う若手会員が生き生きと活動できるように、会員の理解と環境を整えることも重要である。

4 障害のある会員の参加のための施策について

東弁には、聴力・視力障害者会員の会員活動に要する費用援助に関する規則があり、委員会活動や研修その他東弁主催行事等の会員活動に要する手話通訳や介助費用援助制度が設けられている。全国に先駆けて平成10年に制定された。もっとも、毎月のように委員会活動等があり、当番弁護で待機する際も手話通訳者を一日確保する必要性があることから費用上限とその額が適切かどうかの検討が必要である。弁護士会主催の法律相談に入る場合に費用補助が出来るかどうかが曖昧であるという現状もある。

費用援助以外の支援制度についても、障害のある会員からの意見聴取を踏まえ、東弁は必要な施策を立て、より推進していくべきである。

弁護士会館や各法律相談センター等の施設設備についてもその利用や万が一の緊急時対応等に障壁がないかどうか、障害当事者の意見をあらかじめ及び定期的に聴く機会が求められる。

また、弁護士会館図書館の利用についても、視覚障害のある人にとっては障壁があるため図書の検索等にサポートがあると助かるという声がある。弁護士会発行の書籍冊子や弁護士会研修等の資料のデータによる提供の用意の検討も必要である。

さらに、聴覚障害のある人の中には、音声認識アプリを利用する人もいるが、講堂クレオでの講演を聞く際に、アプリのための音響設備機器の貸与が実現に至らなかったという例もあった。ルール・慣習・制度を必要に応じて柔軟に変更することも障害者差別解消法上の合理的配慮でありその旨関係部署に周知していく必要がある。弁護士会の配信動画（アーカイブを含む）に字幕を付することを検討する必要もある。

弁護士の魅力を伝える広報や行事開催の中で障害のある弁護士も取り上げ、その働き方や魅力を伝えるなど障害のある弁護士の増加に向けた活動も必要である。

第4章 「人権の東弁」と財政問題

1 「人権の東弁」

東弁は、全国最大規模の弁護士会であり、3つの都市型公設事務所を擁し、法律相談センターは三会運営の6箇所のほかに3つの法律相談センターを独自に運営している。多数の委員会・協議会の運営により活発な人権活動を行い、法教育の派遣実績も傑出している。そのほかにも「人権の東弁」と呼ばれるふさわしい誇るべき活動を行っている。

しかし、近年の財政問題により、東弁の人権活動や公益活動も見直しを余儀なくされた。たとえば、三田パブは解散し、池袋・北千住法律相談センターも移転（池袋）・縮小（北千住）した。東弁が活発かつ永続的に「人権の東弁」たりうるには、盤石な財政基盤の確立が必要である。

2 財政基盤の確立

まず、入会者数の回復に力を注ぐべきである。東弁：一弁：二弁の会員数比は、かつて2：1：1であったが、現在は4：3：3にまで接近し、東弁は修習修了者の一斉登録数でも在京他会の後塵を拝している。新入会員の減少は、次世代の意欲ある人権活動の担い手の減少を意味すると同時に、会費収入の減少による財政基盤の弱体化を招く。2021年

度まで活動した新入会員増加推進WGの調査結果では、東京三会の新入会員数が変動した要因は、大規模事務所の大量採用の影響が大きい。理事者は、入会志望者向けにホームページを刷新し、パンフレット「東京弁護士会でのばす！」を配布するなど広報活動を活性化し、大規模事務所訪問を行うなどの対策を行ってきた。今後も、研修等の会員支援の充実、委員会活動や法律研究部への参加促進など、在京他会に優位する東弁独自の魅力を開拓・発信して、継続的に入会志望者を増やす取り組みが強く求められる。

次に、会費減額実現後に積み残した課題解決に取り組むべきである。東弁は、2022年12月から全会員2000円減額を開始した。これによる会費収入減は、65期以降を含め総額約2億円である。東弁の人権活動・公益活動を委縮させないために、未解決の固定費の削減・抑制を実現しなければならない。具体的な課題としては、東弁が在京他会の2倍負担している会館維持管理費・会館修繕費をできる限り圧縮する必要がある。また、職員のワークライフバランスを実現しつつ正職員人件費を抑制する人事制度も実現しなければならない。さらに、6～8億円とも予想される次世代の基幹システムの開発費は、出来る限り合理的な設計を行い、費用の抑制が図られるべきである。

第5章 若手会員支援と弁護士活動領域の拡大

1 はじめに

新規登録弁護士の就職状況は好転しているが、弁護士の増加により低下した勤務弁護士の勤務条件は回復したとはいえない状況が続いている。東京三会における新規登録弁護士の東弁入会者の割合が減少傾向にある中で、東弁が今後とも活力ある弁護士会として機能していくためにも、若手会員支援を充実させていくことが重要である。

2 若手会員支援策

(1) クラス別研修制度

新規登録弁護士を対象としたクラス別研修は、実務に有用なスキルを学ぶ場であるとともに、クラス内での交流や、担任、副担任の弁護士との交流を通じて情報交換等ができる場となっている。出席率のアップが課題となるので、新規登録弁護士がクラス別研修に出席しやすいように所属事務所への理解を図っていく必要がある。

(2) チューター制度

チューター制度は、即時・早期独立者を孤立させずに業務や事務所運営に関する様々な悩みを相談できる受け皿となってきた。即時

・早期独立者の減少に合わせて、利用申込者は減少傾向にあるが、そのニーズは現在も存

在するので、運用を継続していく必要がある。

(3) 開業・就業支援

若手会員総合支援センターでは、早期独立する若手会員を支援するために、早期独立者による経験交流会を開催したり、独立開業マニュアルを作成したりしている。このような若手会員の相互交流やノウハウ面での支援はますます充実させていくことが望ましい。

(4) OJT相談

OJT相談は、若手会員が事件を通して先輩弁護士からスキルを学ぶことのできる貴重な機会となっている。若手会員総合支援センターが郵便局などで出張型のOJT相談を開催しているが、このような取組みを充実させていくことが有用である。

(5) 「べんとら」と情報環境の整備

スマホアプリ「べんとら」は、若手会員向けの有益情報のお知らせなどでアクセス数を伸ばし、若手会員の情報環境面での支援で重要な役割を果たしている。さらに利便性を上げるために、予算の問題はあるが、会員マイページの研修申込み機能等との連携を改善することや、法律相談センターの報告、当番弁護の配点・報告、出産・育児の会費免除申請等の事務手続を「べんとら」から行えるようにすることが考えられる。

(6) 修習修了5周年記念パーティー

若手会員が横のつながりを保つための企画

として、東京三会主催による5周年記念パーティーが開催され、任官・任検者も含めた同期の交流を図る場となっている。70年代の会員数に逆転現象がみられる中で、現状の2:1:1の三会の費用負担割合の見直しが課題となっている。

(7) 若手相談室／会員サポート窓口

若手会員が個別受任事件以外の悩みごとを有する場合の相談窓口として、新進会員活動委員会の委員が担当する若手相談室と、ペテンラン弁護士が担当する会員サポート窓口がある。勤務先事務所との関係等、人間関係に悩む若手会員も少なくないので、これらの窓口を充実させていく必要がある。

第6章 | 男女共同参画及びハラスメント防止

1 さらなる男女共同参画推進を

2022年4月、東弁第三次男女共同参画基本計画（以下「第三次計画」）が施行された。第二次基本計画が施行されてからの5年間に、東弁では、毎年の女性副会長輩出、女性会員の正副委員長が就任している委員会等の増加、育児期間中の会費免除制度利用者の増加等、一定の成果が見られた。しかし、その一方で、未だに弁護士からのセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に関する報告がなされている状況もある。

2 重点目標について

(1) 重点目標1

第三次計画の重点目標1「女性法曹を増やす取り組みを促進するとともに、東弁における女性会員の割合の増加をめざす」については、女性弁護士の執務環境の改善及びロールモデルの提示はもちろんのこと、そもそも法曹を志望する女性学生を増やすことが重要である。東弁において、東京三会共催での女性法曹キャリアに関するシンポジウム・研修イベントを企画中であり、このようなイベントは継続的に実施すべきであり、開催趣旨に鑑みれば大学や法科大学院にも参加を呼び掛けることも検討すべきである。また、ロールモデル提示の一環として、東弁において先輩弁護士のモデリング事業（様々な家庭責任を負い、色々な働き方をしている会員の紹介事業）も企画中のことである。これらの企画を通じ、重点目標の実現を目指すべきである。

(2) 重点目標2

第三次計画の重点目標2「会員の業務における性別及び性差による障害の解消と職域の拡大」に関しては、女性社外役員候補者名簿提供事業の名簿の活用を通じての社外役員就任が実現した。東弁においては、その様な経験の共有機会を設けるとともに、関連勉強会の開催及びより多くの社外役員紹介会社との間での名簿提供契約の締結を進め、一層の職域の拡充を目指していることである。このような取り組みは女性弁護士の業務拡大のために非常に重要といえ、さらに推進される

3 弁護士活動領域の拡大

(1) 弁護士活動領域拡大の重要性

弁護士人口の増加に伴い、これまで弁護士があまり取り組んでこなかった分野にも活動領域を拡大し、社会における多様なニーズに応えていくことが期待されている。そのような分野では最新の知識と柔軟性が必要とされるため、若手会員にとっては、活動領域の拡大により大きなチャンスを得られる可能性がある。

(2) 取り組みの方向性

東弁では、2015年度以降、弁護士活動領域拡大推進本部と若手会員総合支援センターが

車の両輪のように並行して開催され、AI、宇宙、終活、空き家対策などにおける同本部の意欲的な取組みが、活力ある活動を生んできた。

一例をあげれば、同本部の終活部会では、新型コロナウィルス蔓延前は、落語家とともに高齢者施設等をまわり、終活をテーマにした新作落語と弁護士による解説で、終活に関する情報を高齢者にわかりやすく伝えるとともに、無料法律相談を実施して法的需要の掘り起こしをしていた。

今後とも、同本部においては、様々なアイディアを持ち寄り、例えばSDGsなど社会の多様なニーズに応えて新たな領域の拡大に積極果敢に取り組むことが期待される。

討が必要である。

3 ハラスメントの防止

重大な人権侵害である会員によるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントについて、2022年6月に新たに東弁にハラスメント防止委員会が発足した。ハラスメント防止研修の充実・必修化、相談窓口をより利用されるものに改善するなどの対策がより推進されるべきであり、弁護士によるハラスメントを撲滅し、法律事務所の労働環境を改善するとともに弁護士の社会的な信用を高めていくべきである。

第7章 | 市民のアクセスポイントの多様化

1 司法アクセス問題とは

司法アクセスの問題は、主として市民が市民としての生活、特に法律問題を適切に解決する状況を維持するための基盤整備の問題だと位置付けるのが適切である。

その実現のためには、法の支配の考え方方に即した紛争解決を得られるためのアクセスポイントが整っており、かつ、そこにアクセスするための情報提供がなされることが必要である。その際に弁護士会が一定の役割を果たすことは必須であろう。実際に、法律相談センターが整備されてきたし、弁護士会の広報の充実が図られてきた。

2 東京など大都市部の特殊性

東京においては弁護士数が増加し多くの市町村に法律事務所が存在しているから、弁護士会が「箱物」としてのアクセスポイントを整備する必要性は揺らいでいる。また、法的な情報もネット上に氾濫しているから、求められる情報の内容も「適切な情報を取捨選択できる法情報リテラシー」とてもいうべきもの」にシフトしてきている。

もっとも、大都市の特殊性は単に人口や企業が集中していることにとどまらない。多様性は、大都市の特色ということができるが、市民や企業等の多様性は、求める司法サービスの質を「権威的・後見的なもの」から「フラットで本人の意思を尊重するもの」に変化させ、後者は司法サービス（及びその前提と

なるアクセスポイント）の多様化を要請する。

また、大都市部は社会生活の変化の最前線であることも多く、それゆえ新たな司法ニーズが生まれやすい（発見されやすい）場でもある。こうしたニーズに弁護士会が制度的に応える仕組みの1つとして位置付けられるのが都市型公設事務所である。先駆的な取組みを実践し、そこで得た知見を弁護士・弁護士会に提供することの意義は計り知れない。

3 多様化し変化する法的ニーズと弁護士会の役割

もっとも、多様化し、あるいは変化するニーズに応えられるのは弁護士会だけとは限らない。さまざまな当事者が自分たちの団体を形成し、自分たちのために弁護士を確保するというのが本来のありようであって、それを支えるのが弁護士・弁護士会ではないだろうか。弁護士会が自らの課題をどう設定するかにも、そのセンスが問われるところであるが、例えば、従来の一般企業向けにとどまらず、各種当事者団体や社会課題に取り組む企業などのより広汎な組織における組織内弁護士の活用法を示し、加えてそのマッチングのしくみをつくる、ということが考えられる。顧問、非常勤、常勤などの弁護士の勤務形態ごとに弁護士がどのようなことを担えるのかを示し、さらには、例えば都市型公設事務所等から半年あるいは1年のように期間を区切って試験的に出向する、といったやり方も考えられよう。

第8章 | 多摩支部の活性化

1 多摩支部の活性化について

多摩地域は東京23区の西にあって面積1160平方キロメートル、人口約430万人の地域である。広い範囲に相当数の人口が分布しており、かつ、霞ヶ関から遠いため、多摩地域に住む人々に手厚い法的サービスを提供するためには、弁護士会が多摩地域に拠点を置くことは必須である。

その多摩地域の拠点となるのが弁護士会の多摩支部である。多摩支部は、東京の三弁護士会が協働する形で「東京三弁護士会多摩支部」として設置されている。2022年10月20日現在、会員数は588名で、その過半数は東弁

会員である。支部内には15個の委員会、10個のプロジェクトチーム、5個のワーキンググループが設置されているが、刑事弁護教官を同時に2名輩出する刑事弁護委員会、3市の小中学校に対していじめ防止授業を供給する法教育委員会、LINE相談の常設化に向けて尽力している子どもの権利委員会等、若手を中心に活発な活動がなされている。

近年、多摩支部独自の財政改革として、町田、八王子、立川の各法律センターの赤字削減が検討されてきた。八王子は既に縮小移転済みであり、2023年度は立川センターの移転が予定されている。この3センターの合理的・有機的な活用方法も検討されている。

コロナ禍による若手弁護士の会務離隔は多

摩支部でも問題になっており、空白の3年間と言わわれている。新歓行事を始めとした懇親の機会を持つことで、若手弁護士と会をつなぐことが当面の課題である。

2 東京地方・家庭裁判所立川支部の本庁化及び弁護士会多摩支部の本会化について

東京地方・家庭裁判所立川支部が抱える事件数は、民事が全国で第11位、刑事が第7位、家事が第4位であり、裁判員裁判や労働審判も実施されている。既に、立川支部の本庁化を求める意見書が、東京都議会及び全30市町村議会において採択されている。

東京弁護士会においても、今後も、裁判所立川支部の本庁化及び弁護士会多摩支部の本会化を推進するための検討が続けられるべきである。

世代と給費世代・給付金世代との格差是正を含め、司法修習生の経済的負担についても、引き続き取り組む必要がある。

3 法曹志望者増に向けた取り組み

他方で、法科大学院への志願者の減少、ひいては法曹志望者全体の減少が指摘されている。日弁連においては、最高裁・法務省・文科省・法科大学院協会などの関係機関との協議を踏まえ、全国の単位会に法曹志望者増に向けた各地における取り組みを要請している。

後進の育成のためには有意な法曹志望者の確保は必要不可欠であり、法曹界全体における喫緊の課題といえる。東弁においても、積極的に法曹の魅力を伝え、法曹志望者増に向けた取り組みに一層注力する必要がある。

第9章 | 法曹養成・志望者増の取り組み

1 法科大学院、司法試験・司法試験予備試験

現在の法曹養成制度の中核である法科大学院制度は、集中改革期間を経て、法曹コースの設置及び法科大学院在学中の司法試験受験の解禁などの制度改正がなされている。一方、法学未修者教育には未だ課題が多く、中教審では改善・充実に向けた取りまとめが行われ、継続的な検討がなされている。

司法試験の累積合格率は全体では70.4%、特に既修者では79.7%に至っており、未修者も49.4%に増加している。また、法科大学院修了合格者のうち直近（令和3年度）修了者

の単年度合格率は54.5%に達している。

このような状況を踏まえ、新しい制度の運用状況を注視するとともに、法曹の質と多様性の確保に向けた一層の取り組みが求められる。また、司法試験予備試験は、制度創設当初から本来の制度趣旨とは異なる受験状況にあることに鑑み、その運用についての検討が必要である。

2 司法修習

新型コロナウイルス感染症の流行を契機とし、特に集合修習ではオンラインが積極的に活用されているところ、修習の実質が損なわれないようにする必要がある。また、貸与制

第10章 | 刑事弁護・刑事法制をめぐる諸課題

1 被告人・被告人の防御権の実質化を目指して

(1) 取調べ改革の必要性

被疑者段階の防御権の実質化のために喫緊の課題として、取調べの可視化（録音録画）制度の拡大と取調べへの弁護人立会いの実現が挙げられる。

日本の密室取調べの問題は古くから指摘されており、苛烈な取調べにより虚偽自白に陥ったことが冤罪の原因となった事件も多い。そのため、取調べの改革は長年の課題であったところ、2016年の刑事訴訟法改正で取調べの録音録画制度が一部事件に限定されてはいるが法制度化された。今後は、取調べの可視化を全事件に拡大すべく、活動を継続する必要がある。

また、さらなる取調べ改革の喫緊の課題として、取調べへの弁護人立会いが必要である。取調べに弁護人が立ち会うことができれば、黙秘権行使がより徹底され、違法・不当

な取調べを抑制する効果も高いと考えられる。日弁連では、2021年に取調べ立会い実現委員会が立ち上げられたが、引き続き実現に向けて活動を継続すべきである。

(2) 全面証拠開示の必要性

被告人段階の防御権の実質化のために必要な改革として、全面証拠開示が挙げられる。公判前整理手続に付された事件でも、証拠開示請求によって開示されるのはなお限られた証拠であり、全面証拠開示には至っていない。公判前整理手続に付されない事件ではそもそも証拠開示請求権がない。

被告人側に有利な証拠があるにもかかわらずそれが開示されず、漫然と有罪になることがあってはならない。そもそも、検察官は全証拠を検討した上で公訴提起しているのであるから、全証拠を開示することに不都合はないはずである。眞の当事者間の公平を実現し、被告人の防御権の実質化をするためには、全面証拠開示が必須の課題である。

2 えん罪根絶、再審法改正を目指して

えん罪は、国家による最大の人権侵害であり、えん罪被害者の救済は、われわれ弁護士の最大の使命である。昨今、日弁連が支援してきたいくつかの重大事件で再審無罪判決が出ておりが、未だえん罪を訴える多くの事件で再審の扉は固く閉ざされたままである。その最大の原因は、現行刑事訴訟法上わずか19条しかない再審に関する規定（刑訴法第4編）が、多くの問題を孕みつつ、施行から今日に至るまで、一度も改正されてこなかったという制度的・構造的な部分にある。

そしてこの制度的・構造的な問題点は、再審請求段階で検査機関側に手持ち証拠の全面開示を命じる規定がないことから、請求人に有利な証拠が存在しても長年にわたって秘匿されていたような事例（布川事件など）や、一度再審開始決定が出ても検察官が不服申立てできる構造になっていることから、審理がさらに長引き、その間に請求人が高齢化したり（袴田事件、大崎事件など）、亡くなってしまったりするような事例（日野町事件、名張事件）において、端的にあらわれている。日弁連はこれら問題点を把握したうえで、

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、2019年の人権擁護大会において、①再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の2点について、速やかに法改正を行うよう国に求める決議を探討した。そしてその後、上記決議を現実化すべく、2022年には日弁連会長を本部長とする再審法改正実現本部が立ち上げられた。同実現本部の設置によって、再審法改正は全弁護士の共通課題となったといえる。

今後の具体的な運動としては、市民集会や学習会の開催、各種団体との連携、自治体での決議採択要請、国会議員への働きかけ等々、多岐にわたることが予想される。東弁は最大規模の弁護士会として、今後も実現本部と密に連携しつつ、運動の先頭に立って、再審法改正の実現へ向けて力を尽くすべきである。

3 刑事手続のIT化について

刑事手続のIT化については、2021年3月31日、法務省において「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が設置され、同検討会は2022年3月15日、「取りまとめ報告書」を公表した。これを踏まえ同年6月27日、古川法務大臣は、刑事手続のIT化に関する刑事訴訟法改正を法制審議会に諮問した。報道によれば、2023年度には必要な法案が国会に提出されるとのことである。

確かに、刑事手続においても、円滑・利便性の高いIT技術を取り入れていく必要性・需用はある。しかしながら、刑事手続は、刑罰という人権侵害を正当化する手続であるから、そこには刑罰の対象とされる被疑者・被告人の権利擁護、適正手続（憲法31条）の視点が最大限尊重されなければならない。

既出「取りまとめ報告書」は、主として「書類の電子データ化、発受のオンライン化」と「捜査・公判における手続の非対面・遠隔化」の2つの視点から検討されている

が、令状審査、書類の電子データ化、取調べや勾留質問等の非対面化など、捜査機関の利便性、手続の迅速性に重きが置かれており、他方で、被疑者・被告人の接見交通の非対面化に関しては、委員の間に意見の隔たりがあるとして具体的な方策が挙げられていないなど、被疑者・被告人の権利向上の視点での検討が不十分である。無論、刑事弁護に携わる我々弁護士からすると、証拠が電子データ化されることによる便宜や、閲覧・謄写の費用削減といったメリットがあり、それはひいては被疑者・被告人のメリットと考えることもできる。しかしながら、かかるメリットがあることのみをもって諸手を挙げて刑事手続のIT化を全面的に支持することはできない。

既出「取りまとめ報告書」では、公判における証人尋問等の手続をビデオリンク方式で実施要件緩和の検討もされている。しかしながら、現行のビデオリンク方式による証人尋問の実施要件は、2016年の刑訴法改正の際に反対尋問権の保障と証人等の保護の要請の調整の観点から相当な議論を重ねて導かれた結論である。かかる要件を刑事手続のIT化を理由に緩和することは、適正手続の観点から認められるべきではない。

現在法制審で議論される刑事手続のIT化は極めて重大な法改正であり、わずか1年程度の法制審の議論で法案提出が可能となるような内容ではない。期成会は、刑事手続のIT化につき、その必要性を肯定しつつも、被疑者・被告人の権利擁護の視点を欠いた利便性追及の改正にならないよう慎重議論の必要性を訴え、適正な改正が実現されるように積極的に意見を述べて働きかけていくべきである。

4 死刑廃止を目指して

死刑は人の命を奪う究極の刑罰である。今や世界の三分の二を超える国家が法律上または事実上死刑を廃止するなど死刑廃止が国際的な潮流となっている。2004年以降は日弁

連においても死刑廃止に向けての方針が繰り返し確認されている。

東弁においても、2020年9月の臨時総会で「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」を探討し、死刑制度の廃止に向けて活動していくこと、死刑執行停止を求めることが、死刑に代わる刑罰として仮釈放のない終身刑を検討すべきこと、犯罪被害者や遺族の権利回復のための施策の拡充を求めるなどの方針を打ち出した。また、死刑廃止推進協議会が設置され、死刑廃止に向けてより一層の活動を進めるべく取り組みがなされている。

死刑廃止を現実的に困難ならしめている最も大きな理由の一つは、市民の大多数が死刑廃止を支持するまでには至っていない点であろう。そもそも人権問題である死刑制度の存廻について多数者の意見のみを根拠として決すべきであるのかという問題がある。その上で、数多の再審事件等を通じて明らかとなっている誤判の危険性、国外・国内のデータに基づけば一般予防効果が存在するとは言えないことなどについて、広く知見が共有される必要がある。死刑に代わる制度として、仮釈放なき終身刑の導入も検討されるべきである。

他方、死刑制度の存廻と直結する問題ではないものの、被害者・遺族の権利回復のための施策も必要である。近しい者の命を奪われた被害者遺族が被告人に対する死刑を望むこと自体は十分に理解できる。死刑を廃止する道程においては、被害者遺族に対する配慮や具体的な権利回復がどのようになされるのかという視点も取り入れなければならない。

死刑は、現に発生した重大犯罪の存在が前提となるために、世論の大多数が直ちに死刑廃止を受け入れるには困難を生ずる。そうであるからこそ、少しずつ、着実に、死刑廃止への理解を世の中に広めていく取り組みを積み重ねていく必要がある。

2 より一層、犯罪被害者支援の充実を

現在、犯罪被害者救済・支援のための法改正が次々になされている。

2022年度なされた主な法改正は、インターネット上の誹謗中傷被害の対策として侮辱罪の厳罰化及びプロバイダ責任制限法の改正、被害者等のプライバシー保護の観点より民事訴訟において被害者氏名等を相手方に秘匿する制度の創設等であった。さらに、刑法の性犯罪規定の大幅な改正（暴行脅迫要件の見直し、性交同意年齢の引き上げ等を含む）が法制審議会で検討されており、逮捕状や起訴状等の被害者氏名の秘匿についての法改正も検討されている。いずれも重要な法改正であるため、法改正がなされた場合には、速やかに東弁内での研修等を行い、その問題点も含めて広く会員に周知させるべきである。

報道において被害者等の氏名等を原則匿名とすべきかどうかについては、東弁内で意見が分かれているが、会内でさらに検討を深めるとともに、看過できない事例が出た場合には、速やかに、被害者等のプライバシーに配慮する報道を求める会員声明を発出する等の

第11章 | 人権をまもる取り組み

1 原発事故被害者救済への取り組み

福島第一原発事故発生から11年が経過したが、未だ原発事故被害者救済は道半ばにある。

国と東電を被告とする集団訴訟は全国で30件9地裁で国の責任が認められた（2021年9月時点）。また、高裁においても、約3800名の原告を擁する生業訴訟の仙台高裁判決、さらに千葉1陣訴訟の東京高裁判決、えひめ訴訟の高松高裁判決で国の責任が認められた（群馬訴訟東京高裁は国の責任を否定）。

しかし、2022年6月の最高裁判所判決（第二小法廷）は、4訴訟につき国の責任を否定した。

原発の安全神話は国策として形成されてきた歴史があり、それを看過して国の責任を否定した司法判断は是認し難い。

他方、賠償の面では、政府（=加害責任

者）が事故後まもなく作った中間指針を、金額の面でも、地域（範囲）の面でも乗り越える高裁判決が複数出されている（これらは東電の上告不受理により確定している）。

文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は2022年12月12日、福島第一原発事故に伴う国の賠償基準「中間指針」の見直し作業において第5次追補の素案を協議し、第4次追補までに記載がなかった「本審査会の指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではない」との文言を盛り込んだ。また、自主的避難等対象区域の項目で、対象区域以外の地域でも「個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る」と明記した。

加害者の責任に基づく完全な賠償をもとめる訴訟内外での取り組みが、未だ不十分とはいえ、原賠審をも動かしたといえる。

今後も、事故と被害の忘却と風化を防ぎ、原発事故被害者の救済に引き続き取り組んで行く必要がある。

適切な対応も必要である。

2020年4月に東京都（以下「都」）の犯罪被害者支援条例が施行されて以後、都の犯罪被害者支援事業は進化している。都の支援事業の中で、特に東弁に関連性が深いのは、「法律相談費用助成制度」であろう。

この制度は、一定の場合に犯罪被害者等が弁護士会等で相談を受けた場合に、相談を担当した弁護士に対して都から直接相談料が支払われる仕組みとなっており、東弁が犯罪被害者向けの初回面接相談を担当した会員に支払ってきた年間の日当支出額は減少した。実際に、令和3年度に東弁が実施した犯罪被害者向け面接相談のうち、約88%が同制度の対象となっている。

この制度は、犯罪被害者支援を推進する都にとっても、東弁にとっても非常に望ましい制度であり今後の維持と拡充が必須であるから、東弁もそれに向けて働きかけをしていくべきである。

3 L G B T Q の権利保障の取り組み

LGBTQに関する問題を人権の問題として位置づけ、国が啓発活動に力を入れ始めてから久しい。地方自治体では同性パートナーシップ制度が拡大し、2022年11月には東京都でも開始された。企業ではLGBTQに配慮した職場環境整備が進められている。東弁は、同性パートナーを有する職員・会員に福利厚生制度を平等に適用する就業規則改正・会則改正を実施しており、そのことも含め、LGBTQの取組を評価するPRIDE指標において2019年から3年連続で最高評価を受けた。

関係各所の努力や社会変化が進む一方で、2022年、それに逆行する判決も出された。同性カップルの婚姻を認めない現行法を合憲とした大阪地裁判決（6月30日）や同性パートナーを殺害された者への犯罪被害者給付金不支給を適法とした名古屋高裁判決（8月26日）である。他方で、LGBTQの権利保障を前進させる判決も出された。日本で共同生活を送る日米同性カップルの外国籍者の在留資格を特定活動に変更しなかったことは外国人同士の同性カップルについて同資格を与えていたことに照らし憲法14条の趣旨に反すると判断した東京地裁判決（9月30日）、さらには、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳違反であって憲法24条2項に違反する状態にあると判断した東京地裁判決（11月30日）である。

同性カップルはパートナーを殺害されても給付金を受けられず、パートナー関係に即した在留資格を得ることも叶わず、また、子を二人で養育していても共同親権を持てない等、不利益は未だ解消されていない。婚姻は個人の幸福追求の基盤であり、婚姻における平等の実現はLGBTQの権利保障に不可欠である。法制化を急がねばならない。

LGBTQの人々が生活のあらゆる場面で性自認に即した取り扱いを受ける、同性カップルの関係が公認され異性カップルと等しい権利を保障されるというふく当たり前のことを享受できる状況になるよう、東弁は意見書の発出、公開学習会、法律相談等を通じて今後も取り組みを続けるべきである。

4 外国籍者・人種的民族的少數者に対する差別の根絶を目指す取り組み

過去10年間に限っても、入管収容中の死亡事案が少なくとも10例発生している。2014年3月のカムルーン人男性（2022年9月水戸地裁が賠償命令）や、2021年3月のスリランカ人女性の死亡事案は「氷山の一角」である。2021年通常国会に提出された入管法改定法案に対しては市民からの批判が高まり、政府は同法案を取り下げるに至った。しかし、ウクライナからの「難民」について、政府はあえて「避難民」と呼ぶなどしたうえで、入管法改定法案の再提出に利用しようとする動きをみせている。これに対し、東弁は2022年6月、「ウクライナ避難民保護を名目とする入管法改定案の再提出に反対する会長声明」を発出した。

日本の入管法制の問題の核心は、入管法（「在留制度」）が憲法（人権）を実質的に大きく制約するという転倒した状況にあること、最高裁（マクリーン事件判決）がこのような転倒を肯認していることにある。東弁は2020年度以降だけでも入管法制に関連して、10件の会長声明を発出し、「転倒」を正すための抜本的な改革が必要であることを主張してきた。さらに、この改革のためには、日本が加盟済みの8つの中核的国際人権条約について順次、個人通報制度に加入していくことが重要な意義を持つことから、東弁も一層の取り組みを行っていくべきである。

また、ヘイトスピーチ、人種差別問題も大きな意味では入管法制の問題の延長上にあり、深刻な問題であり続けている。

東弁は2015年にヘイトスピーチに関する意見書を、2018年に人種差別撤廃モデル条例案を提案する意見書を発出し、同モデル条例案を公表した。これを参照して、2019年、川崎市でヘイトスピーチ規制の条例が制定され、さらに相模原市など他の自治体でも関係条例の制定準備が進められている。東弁は今後もそういった動きを支援していくことが肝要である。

さらに、外国にルーツを持つ子ども・若者（日本国籍者もいる）の苦境、技能実習生制度の過酷な実態など、外国「人材」受け入れ増の政府の方針下にあっては、外国籍者・人種的民族的少數者の人権問題はますます重要課題となっていく。

東弁は外国人をめぐる日本の法的状況の改

善をリードする役割をこれまで果たしてきたおり、引き続き外国籍者・人種的民族的少數者の差別の根絶を目指して積極的に取り組むべきである。

5 貧困問題への取り組み

（1）「生活保護は国民の権利」を社会に定着させる

東京での生活保護をめぐる2021年3月に起きた悲劇的な事件が報道された（朝日新聞2021年12月3日朝刊）。「生活保護は恥」との強い思いから生活保護利用を拒み、82歳の妹が84歳の姉を殺害したという事件である。最後のセーフティーネットとしての役割を果たすために、「生活保護は国民の権利」であることを市民に分かりやすく知らせることが大切である。厚生労働省のホームページは「生活保護は国民の権利」と明記されたようになったが、生活保護行政を担う各自治体が作っているパンフレットとホームページの多くは、義務と「不正受給は厳しく罰せられる」と強調している。東弁としては各自治体に対して、こういったパンフレットとホームページの改善を求めていくべきである。同時に東弁は、各自治体に対し「生活保護は国民の権利」であることを知らせるポスター等を作成してもらい、公的施設や駅やコンビニへの掲示をするよう求めるなど、「生活保護は国民の権利」であることを社会全体に広く周知させていく取り組みが必要である。

（2）生活保護基準の改善の取り組み

2013年から2018年にかけて実施された生活保護基準の段階的引き下げに対して、全国で1000人を超す生活保護利用者が提起した裁判に多くの弁護士が取り組んでいる。2021年2月25日の大阪地裁の原告勝訴判決に引き続き、2022年5月25日には熊本地裁、そして、同年6月24日には東京地裁、2022年10月19日には横浜地裁で請求を認容する勝訴判決が出された。生活保護基準についての生活保護利用者の勝訴判決は、朝日訴訟として著名な東京地裁1969年10月19日判決（浅沼判決）以来のことである。いずれの判決も、生活保護基準引き下げの根拠とされたデフレ調整等の政府側の主張に対し、生活保護審議会基準部会等の専門家の知見を踏まえていないことや根拠として不適切であることを指摘し、判断過程に過誤、欠落が認められるとしている。東弁としても、政府に対して、生活保護基準の見直しを行うことを求める取り組みに着手するべきである。